

## 「知って防ごう 身近な消費者トラブル」講座

～海上公民館で消費生活相談員が事例や対処法などを紹介します～

### ①訪問販売・電話勧誘編

日時／7月27日（水）  
午後1時30分～3時30分  
場所／海上公民館  
定員／20名  
費用／無料



### ②インターネット関連編

日時／8月2日（火）  
午後1時30分～3時30分  
場所／海上公民館  
定員／20名  
費用／無料



申込み／電話または海上公民館へ来館のうえ申し込んでください。

問合せ／海上公民館 Tel.55-2566

## 脱毛エステの通い放題コース等の中途解約に注意してください

・脱毛エステを受けに行ったところ、「40万円で永久に脱毛が受けられる。これ以上お金はかからない。」と説明され、高額だがこの金額で一生受けられるのであればと思い、契約した。

しかし、1回目の施術の際に強い痛みがあったため相談したら、「弱くすると効果がなくなるので我慢してほしい」と言われた。これ以上の痛みに耐えられないので解約しようとしたら、1回目の施術料8万円と違約金2万円がかかると言われ、差引30万円しか返金できないと説明された。契約書を見ると「5回目までは有償で、6回目からが無償」との記載があった。1回しか施術を受けていないのに、解約金が高額で納得できない。

【通い放題!!】



### 【アドバイス】

☆長期間の施術コースは契約上「有償で施術を受ける回数・期間」と「無償で施術を受けられる回数・期間」に分かれていることが多いです。原則、この有償部分が中途解約する際に、精算の対象となります。

☆「通い放題」は有償部分が短く設定されている場合があり、実際の施術期間との差が大きくなるため、消費者が考えていた精算額や解約可能期間とギャップが発生してしまいます。

☆長期契約は契約上の回数や期間を慎重に確認し、心配な時は「都度払い」ができるお店を探しましょう。

☆不安に思った際は消費者ホットライン（☎188）や消費生活センターに相談してください。

**消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》**

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時